

## 議員提出議案第2号

### 中間市議会会議規則の一部を改正する規則

この規則を別紙のとおり制定することについて、議会の議決を求める。

令和3年3月25日提出

提出者	中間市議会議員	柴田 広辞
賛成者	〃	中野 勝寛
〃	〃	植本 種實
〃	〃	小林 信一
〃	〃	堀田 克也
〃	〃	柴田 芳信
〃	〃	草場 満彦
〃	〃	中尾 淳子

#### (提案理由)

標準市議会会議規則の改正により、本会議及び委員会の欠席の届出関係として、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助などの欠席事由が具体的に明文化され、出産についても産前・産後の期間にも配慮した規定がなされたこと、また、請願書への押印関係として、政府の方針であるデジタル化政策の一環とする押印の省略に関し、請願書における請願者が署名する場合に押印を省略できる旨の規定がなされたことにより、本市においても同様の改正を行うものです。

## 中間市議会会議規則の一部を改正する規則

中間市議会会議規則（昭和42年中間市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第88条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第136条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を紹介」の前に「前2項の」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

中間市議会会議規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第88条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第88条 委員は、<u>事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月</u></p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第136条 請願書には、邦文を用いて、<u>請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、請願者が押印をしなければならない。</u></p>

日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印を  
しなければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押  
印をしなければならない。

4 (略)

5 (略)

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印をしな  
なければならない。

3 (略)

4 (略)